

吉田町放課後児童クラブ(夏休み)入所案内

● 申請前に必ずお読みください ●

- 夏休み中の申請期間は、令和7年6月16日(月)から6月30日(月)までです。
- 申請書類に記入していただく個人情報については、児童クラブ入所の審査に使用するものであり、他の目的で使用することは一切いたしません。
- 申請書類の返送は行いません。

1 放課後児童クラブとは

放課後に仕事などで保護者が家庭にいない町内の小学生を対象に、専任の支援員が家庭に代わって保育をする施設です。クラブでは家庭で過ごすことと同じように、宿題をしたり、おやつを食べたりして、異学年の友達と関わりながら生活をします。

遊びを通じて児童の自主性・社会性・創造性を高めるとともに、基本的な生活習慣を身につけることを目的としています。



2 対象となる子どもは

- (1) 就労等により保護者がクラブ開所中家庭にいない小学校1年生から6年生までの児童
- (2) その他健全育成の観点から利用の必要がある児童
 - ア 保護者が病気療養中等（診断書等の写しが必要です。）
 - イ 母親が出産による産前産後期間中（母子手帳の写しが必要です。）
※出産後は出生の翌月末日まで利用できます。
 - ウ 保護者が祖父母等の介護中（手帳等の証明の写しが必要です。）

常態	要 件
家庭外就労	父母が放課後児童クラブ開所時間中に就労していること等。 （時間及び日数の制限なし） ※求職中は1か月の猶予あり。ただし、夏休み中の求職活動は就労に含む。
自営業又は 家庭内内職	父母が放課後児童クラブ開所時間中に就労していること等。 （時間及び日数の制限なし） ※求職中は1か月の猶予あり。ただし、夏休み中の求職活動は就労に含む。
農業	父母が専業農家（世帯員の中に兼業従事者（1年間に30日以上他に雇用されて仕事に従事した者又は農業以外の自営業に従事した者）が1人もいない農家）又は第1種兼業農家（農業所得の方が兼業所得よりも多い兼業農家）であること。

3 開設日・開設時間等

(1) 開設日	平日(月曜日から金曜日) 8月9日(土)※希望者のみ
(2) 開設時間	午前7時30分から午後6時30分まで
(3) 休業日	土曜日(8月9日除く)・日曜日・祝日
(4) 入所期間	自彊小:令和7年7月23日(水)から令和7年8月21日(木)まで 中央・住吉小:令和7年7月25日(金)から令和7年8月22日(金)まで ※入所期間外は一時預りでの対応となります。

※ 入所期間中は弁当を持参してください。

4 利用料

児童1人当たり、次の金額となっております。

夏休み入所期間の利用料	
第1子	7,000円
第2子	5,000円
第3子以降	無料



在籍状態等によって、利用料が変更となる場合があります。

利用料は、納付書をお渡ししますので、金融機関等で8月25日(月)までに納付いただきますようお願いいたします。既に口座振替のお手続きが済んでいる方は8月25日(月)に、指定の口座から引落しさせていただきます。

なお、入所決定となった児童については、利用日数が0日の場合も利用料を負担していただきます。

※ 半月入所(8/8までまたは8/12から)の場合は利用料が半額になります。

※ 利用料を滞納している家庭については、入所をお断りさせていただく場合があります。

5 開設場所

小学校区ごとに、申込状況によって次のいずれかに入所となります。

小学校区	クラブ名	所在地
住吉	住吉小学校区第1	住吉 2223-1(住吉小学校敷地内)
	住吉小学校区第2A・B	住吉 1560-1(学習ホール東側)
中央	中央小学校区第1A・B	片岡 898-1(中央小学校敷地内)
	中央小学校区第2	片岡 805-5(児童館内)
	中央小学校区第3	片岡 2002-2(愛宕神社西側)
自彊	自彊小学校区第1	神戸 1752-1(自彊小学校敷地内)
	自彊小学校区第2A・B	神戸 1751-2(自彊小学校敷地内)
	自彊小学校区第3	神戸 2693-1(神戸集落センター内)



6 児童のお迎え

保護者等は、必ず開設時間内に児童のお迎えをお願いします。

なお、送迎時の車の移動は、各クラブ及び学校のルールを厳守していただくようお願いします。



7 入所申込

放課後児童クラブに入所を希望される場合は、次の「提出書類」の①～③及び、その他該当する書類をそろえ、入所希望児童1人につき1部を提出してください。

(1) 提出書類 	① 吉田町放課後児童クラブ入所申込書 ② 就労証明書 ＊ 就労されている同居の家族(65歳未満)の全員分 ③ 児童の状況調査票 ④ その他必要となる書類(該当者がいる場合のみ) ア 診断書等(写)…児童の保育が困難な同居の親族 イ 母子手帳(写)…母親の出産が事由の場合 ウ 障害者手帳や介護保険被保険者証(写)…介護が事由の場合 ※町指定の様式をご使用ください。 ②・④は、兄弟姉妹で申請する場合は1部で構いません。
(2) 申込期間	令和7年6月16日(月)から6月30日(月)まで
(3) 提出先	こども未来課 児童福祉部門 午前8時15分～午後5時(土曜日・祝日を除く。) ※日曜開庁は、正午～午後1時まで受け付け業務を行っておりませんのでご注意ください。

8 入所決定等

(1) 申込受付後審査を行い、令和7年7月上旬に決定(却下)通知を郵送します。書類に不備等がある場合は、電話にて確認させていただきます。

(2) 入所審査につきましては、先着順ではなく、家族構成や就労時間等の申請内容及び各クラブの状況等を総合的に判断のうえ選考し、入所可否の決定を行います。そのため、申請すれば必ず入所できるものではありません。



9 問い合わせ先

役場こども未来課 電話 33-2153

